

新型インフルエンザ発生時の業務継続計画概要

第1章 業務継続計画の基本的な考え方

- 職場内における感染拡大防止対策を整理
- 通常業務を縮小・休止、中止し、人員等を優先通常業務及び新型インフルエンザ対応業務に集中
(国内発生早期で原則として、業務継続体制に移行)
- 新型インフルエンザの特性や感染の広がり等に応じて、市対策本部の決定に基づき、柔軟に適用

第2章 継続すべき優先通常業務

- 優先通常業務の特定、通常業務の取扱い(継続・縮小・休止、中止)の考え方等を整理

通常の業務内容を継続する業務

発生・流行前と同様に、通常業務内容を継続する業務
・市民の生命財産の保持(福祉施設の機能継続等)
・市庁舎機能の維持業務(庁内LANの維持等)

通常の業務を縮小する業務

流行中も業務を休止できないが、通常の業務内容を縮小する業務
・許認可申請の審査、支払業務
相談業務等

第二段階で原則休止、中止する業務

流行の終息後への先送りが可能な業務
積極的な休止、中止が望ましい業務
・企画、調査その他付加価値業務
・集会、研修、イベント、貸館業務等

第3章 発生時の業務継続性の確保

- 体制の整備
 - ・人員計画の立案(必要人員・出勤困難職員の把握、応援体制の検討等)
 - ・業務継続の確保に向けた取組(代替要員の指定、業務マニュアルの整理等)
 - ・業務の実施方法の変更(対面による相談業務を電話等に変更等)
 - ・勤務形態の変更(職務命令による在宅勤務等)
- 環境の整備
 - ・新型インフルエンザに関する職員への情報提供、感染保護具の準備
 - ・来庁者・職員等の入庁管理、一般開放スペースの取扱い
- 職員・家族等の健康状態の把握
- 発症者・濃厚接触者への対応

第4章 発生段階別の対応

各所属等が取り組むべき事項や、職員の行動等を発生段階別に整理

- 前段階(未発生期) 感染防止対策・業務継続体制等の検討・整備
- 第一段階(海外発生期) 警戒体制の強化、体制移行に向けた準備、出張等の自粛
- 第二段階(国内発生早期) 通常業務の縮小・休止、勤務形態の変更、入庁管理等の開始
- 第三段階(感染拡大～回復期) 縮小・休止、中止する業務の更なる絞り込み、感染防止対策の徹底
- 第四段階(小康期) 業務再開に向けた準備

第5章 教育・訓練、見直し

発生時の的確な行動を可能にするための教育・訓練等の実施。計画その他対策等の継続的見直し